

オンライン資格確認に係る掲示

当院は、マイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作にご協力ください。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。マイナンバーカードで認証いただくことで、下記の情報を利用可能になります。

- 健康保険証の資格の有無
- 高額療養費制度の負担区分
- 他院での投薬履歴
- 特定健診の情報

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に！
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※保険できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等が業務上のみです。

POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

厚生労働省
詳しくは [マイナポータル](#)